

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察

足立 政 男

- 一、はしがき
- 二、機株仲間の創設
- 三、機株仲間の内部における諸活動
 - (一) 労務統制
 - (二) 織機統制
 - (三) 立機の統制
 - (四) 一斉休機の実施
 - (五) 懸機・歩取機の統制と排除
- 四、むすび

一、はしがき

近世における丹後縮緬機業の機株仲間については未だ充分に研究されていないのが現状である。殊に丹後縮緬が宮津・峰山両藩における唯一の国産工業であり、藩財政にとって欠く可からざる財源であったこと。一方雪深い丹後の農民にとっては、それが唯一の農閑余業であり、この余業収入によって彼等の生計が維持され、支えら

れていたこと等から考えて、近世における縮緬機業の株仲間の創設、ならびにその諸活動を分析し究明することは、丹後縮緬機業の発展過程における諸問題の解明にとっては極めて重要な役割を演ずるものであると信ずる。

しかして本稿においては紙幅の関係もあり、まず機株仲間研究の一部である機株仲間の創設とその諸活動の極めて一部分にすぎない仲間の内部における労務の統制活動、ならびに織機についての統制活動のみをとりあげて考察し、もって所期の目的達成への手がかりにせんとするものである。

一、機株仲間の創設

徳川前半期における西陣機業の独占的地位は徳川中期以降に至って崩れ始め、とくに享保年間の「西陣焼け」前後からその独占的技術は急速に地方へ移入されるに至った。即ち地方における新興機業は、西陣の技術に立脚し乍ら西陣焼滅の間隙に乗じて急激に発展し、これを契機にその基盤を確立したのであった。丹後における縮緬機業も亦その一つであった。しかしてその隆盛に赴くや幕藩各領主（宮津藩・峯山藩・久美浜支配所）は縮緬機織について種々取締法を設け、これを保護し、奨励するとともにこれを財源とする財政収入の増大を図った。丹後國中郡誌稿に「中郡産出ノ分ハ峯山藩、与謝・竹野両郡産出ノ分ハ宮津藩等各藩所領地ニ従ヒ取締法アリテ機株ト唱へ或ル資格アルモノ外ハ縮緬製造ノ業ヲ営ム事ヲ許サレス。故ニ家々ノ風ニ従ヒ一定ノ式アリ云々」とある如く機株仲間制度によって或る資格あるものの外は縮緬機織の業を営む事を許さず、上からの統制政策をとったのである。しかして縮緬機織営業が、早やくから幕藩領主の許可を必要としたことは機株鑑札下付による貢税収入并に其の他の収入の確保を図るを目的とした国産の保護育成であったことはいうまでもない。このことは

次の史実によって明らかである。即ち安永三年甲午六月宮津藩の調査に際し、与謝郡石川村から提出した願書及び請書の三、四例を示すと次の如くである。⁽¹⁾

〔例一〕

乍恐奉願上口上之覚

一、高廿石

善右衛門

一、高二石一斗

清兵衛

一、高卅二石

五兵衛

一、水吞百姓

五兵衛

右私共儀当村御田地所持仕候御百姓相勤罷在候処近年不勝手に罷成百姓相統難仕御座候に付他借仕縮緬新機一ツ宛仕度奉存候に付御内分御願申上候処此度被為仰渡候通惠民講札一枚宛掛次申候間乍恐願之通被仰付被為下候は、右之以助力御百姓取統申度奉存候乍恐奉願上候通被仰付被為下候は、難有可奉存候

以上

午六月

機屋銘々

右奉願上候通相違無御座候何分願之通被仰付被為下候は、私共迄難有可奉存候

以上

庄屋

組頭

右奉願通吟味仕候処少も相違無御座候間宜可仰付奉存候

已上

大庄屋

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察(足立)

〔例一〕

乍恐差上申御請書之事

一、縮緬 何機

右機仕度旨先達而奉願候処段々御領分村々機数多く相成り農業にも相障り候旨及御聞被成向後新機御停止に可被仰付由被仰渡奉承知候私持高少く御田地斗にては渡世難仕御座候に付御免之儀奉願候御慈悲之御了簡を以此節より惠民講一口づつかけ次之上御免可被遊旨被仰渡難有奉畏候尤持高耕作疎略に仕間敷候若農業不沙汰に仕義及御聞被遊候は、何分之御科にも可被仰付候右之通御免被遊候上は惠民講始終無間違懸続可申候依一札差上申所如件

午 六 月

願 主 誰

右之者奉願之通縮緬機御免被仰付私共迄難有奉存候然る上は農業疎略に不仕惠民講一口始終掛統候様為仕可申候

以 上

庄 屋
組 頭
大 庄 屋 奥 判

〔例三〕

乍恐奉願上口上之覚

一、私共儀当村御百姓相動罷在候処作高斗にては取統難仕御座候に付為助力先年より縮緬機少々宛織来り申候然る所去年御改之節間違にて書上落機に罷成無調法至極可申上様も無御座候様此度御慈悲を以て被成下此末惠民講札一機に一枚宛懸次申候は、不相替織屋仕候様に被仰出難有仕合奉存候尤去巳年初会より外竝に懸次申候様には又被仰付何分奉畏候乍恐願之通被仰付被下候は、難有可奉存候

以 上

六月

願主

市右衛門

新七

新八

忠七

伝次郎

喜兵衛

惣右衛門

右之者共奉願上候通相違無御座候乍恐願之通被仰付被為下候ハハ私共迄難有奉存可く右奉願通吟味仕候処少も相違無御座候間宜被仰付可被下候

以上

平井権右衛門様

庄屋
組頭
大庄屋 奥判

〔例四〕

乍恐差上申御請書之事

一、縮緬機 何機

一、同 何機

誰 誰

右之者去夏惠民講御取立之砌村々縮緬機數御改之節心得違仕候而書上帳面に外れ申候に付猶又当春機數御改被成右機數向後停止に被仰付迷惑千萬奉存候此上急度御咎め可被仰付候得共御慈悲の御了簡を以一機惠民講一口宛去年初り候節より相停候

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察（足立）

一七九（一七九）

迄掛次候上にて右機數御免可被遊之旨被仰渡難有奉存候尤銘々持高耕作疎略に仕間敷候若農業不沙汰仕候儀及御聞被遊候は、何分之御料にも可被仰付候右之通御免被遊候上は惠民講始終無間違掛続可申候込札指上申所如件

願主 誰

午 六 月

右之者奉願通縮緬機御免被仰付私共迄難有奉存候然上は農業疎略に不仕惠民講一口始終かけ続候様為仕可申候

以上

組 頭

庄 屋

大 庄 屋 奥 判

〔例一〕及び〔例二〕によって明らかなく、縮緬機業が宮津・峯山両藩の農民にとってはその生計補助に欠くことの出来ない農閑余業的のものであり、他方領主側にとっても藩庫の供給源として不可欠的地位を占めていたのである。次に〔例三〕及び〔例四〕によって、織機台数の実体調査ならびにその強制的登録制が藩の手によって実施されたことが明らかにされると共に、織機一台に惠民講一口の強制加入が行われ、具体的に縮緬機業が藩庫財源の重要な一つであったことが明示される。更に農民達の中にはかかる藩の収奪から逃れんとして故意に登録を怠り、いわゆる隠機を持って機業経営を行い利潤の不正増収を図らんとしたものも多数あったことが窺えるのである。

かくて縮緬機業は西陣より移入後僅かにして宮津・峯山両藩にとって重要な国産工業の一つになり、丹後地方農村工業として重要な地位を占めるに至ったのであるが、強固な地盤と長い伝統をもち、かつ優秀な技術、そし

て強い独占的株仲間の色彩をもった京都西陣と対抗して発展する過程にあって、新興の丹後縮緬機業が必然的に強力な藩権力による保護と援助を必要とし、かつ西陣同様機株仲間を創設して自衛手段を講ずるに至ったことは当然の帰結であった。しかして峯山藩では創始後三十余年の宝暦五年（一七五五）に至って、およそ左のような同業仲間の奉公人規定を定め、仲間の統制と保護策をとるに至った。

(2)
覚

一、奉公人織手糸繰惣体之役人仲間より途中に暇取り出し申候もの古主より之免出無之候者ハ相抱申事無用可致候若仲間申渡シを背き差置き申もの御座候はゞ連中寄合吟味之上にて申合之こと縮緬屋飛脚に荷物一切持せ不申候並糸問屋江出糸
老束にても買せ不申候事

一、子飼奉公人は一切他家え相抱申義堅無用可致候事

一、織屋繰屋銀有之候ハハ借方江右銀子無相違相添其上ニテ掛機繰糸遣不申候事

一、はつしもの相調申もの有之候ハハ大小によらず管一ツニテも聞付次第行司江相届其上ニテ御公儀様にも御願申上御捌可奉願上候事

一、ちりめん飛脚いたし候者糸売買為致不申候糸売買致度候ハハ飛脚止メさせ可申候事

右之七ヶ条何も寄合之上にて相定メ申候然ル所申合相背キ之者有之ニ於テハ縮緬屋申合之捌可致其時異議申間舖為其仍連判
如件

宝暦五年乙亥四月

仲間三十人連判

かくて同業者仲間は「何も寄合之上にて相定メ申候然ル所申合相背キ之者有之ニ於テハ縮緬屋申合之捌可致其

時異議申間鋪為其仍連判如件」と嚴重な規約を設け、一己の我意を主張せざること明示し、仲間総体意思への絶對服従を強調し、その総体意思に抵触せざる範囲内で仲間成員の活動を認めていた。しかしして仲間の総体意思は、寄合に於て形成されたのであつて機屋各個の意思は総体意思の中に吸収せられ、それに義務附せられていた。

反面かかる嚴格なる株仲間規約の結成による機屋仲間統制の出現は、創織後三十余年を経て縮緬機業家の成熟と共に爛熟が見られ、營利第一という利益社会の精神が彼等の脳裡を支配するに至つた事を示すものである。即ち「勝手ケ間敷仕方」をするものが出現し初めたのである。技術を身につけた奉公人の引き抜き、或は奉公人自らが高給な抱え主への奉公替え、縮緬・原料生糸の抜売・抜買・借倒し等機屋仲間の間に奉公人の争奪・仕入・販売競争の対立が生れるに至つたのである。かくて機屋達は嚴重かつ微細に互る規定を設けて、その反則者・不調和の者を取締り、株仲間組織によつてその權益を擁護せんとするに至つた。さらに左の「起請文」を見ても、その意味はおなじことがいえるのである。

起請文之事⁽³⁾

- 一、近年縮緬屋ハヅシもの並繰屋ハヅシもの大分売に出申候買人も有之様相聞候為其起請文致連判之仲間大切之儀ニ御座候間堅相調申間敷候若此上ニも相背キ候者於有之機致サセ不申候其上日本國中六十余州大小の神祇別テ伊豆箱根両所之權現
- 三嶋大明神殊当所氏神祇園牛頭天王稻荷大明神御罰可罷蒙者也仍起請文如件

宝曆六丙子年四月

（仲間三十五人連判）

即ち機屋の総体意思による仲間の拘束力を起請文によつて強化化せんとしているのである。それだけに機屋仲間の同業者間の対立・競争の漸く激化して来つつあることが窺えるのである。かくて法三章克く業界を制し得た

間こそ、反則者も無かったが、機業の成熟はやがて爛熟し、遂には廢顏の兆を現わし、機屋仲間の私的規約の統制では力が及ばなくなつて、機業界が危機に瀕するに至つた。ここに至つては國產奨励政策をとつて藩財源を豊かにせんと欲してやまぬ領主側は、この領内唯一の縮緬機業の國產産業のかかる危殆を放置し見逃すわけに行かない。その隆盛と健全な發展過程を希求する領主は、その絶對的藩権力でもつて公的に機株仲間規定を發布して機屋達に服従を強制するに至つた。かくして峯山藩においては宝曆十二年（一七六二）遂に機株制度の公布を見たのである。すなわち

規 定 (4)
書

一、廿ヶ年前より相當候機屋ハ古株其後相始候者ハ新株ト相唱可申事

一、機屋申談之儀ハ何事ニ不寄古株之者之評議ニ随候儀ハ勿論之事ニ候間万事古株之者評議ニ致隨身諸事陸舖申談業柄繁栄致候様為致度候得共当時古株之者何レ之町分ニモ無数ニ相聞候間相応古株之者出来之上御立替ニ可相成候間其心得ヲ以一致候様為致度候併不益筋之儀又ハ身勝手之申談致候節ハ無遠慮惣代迄可申出候

但新株之者ニテも惣代相動候者ハ古株同様相心得可申候

一、此度株数相定鑑札相渡候間以後為自分余人江貸渡又ハ相讓候儀決テ不相成候尤機相止メ被札致上納候ハハ最初相納候株銀半高御下ケ可被下候

但五ヶ年引統相休者ハ鑑札可致上納候

一、此度相定候株数相満明株無之節ハ願人有之共御免ニ不相成事

一、是迄數年来相休候持株之者ハ鑑札不相渡御預り株ニ相成兩三年之内御買上ニ可相成事

— 中 略 —

一、縮緬織業之儀ハ毎々申達候通当所第一之業柄ニ候得共近年猥ニ相成自然不繁昌之基ニ付此度古株取交改規定被仰出候間
堅相守可申候若心得違之もの有之ハ急度咎可申付候

宝曆十二年午八月

藩主側自らの手による公的株仲間規約の公布施行は単に機株鑑札の交付による貢税収入の増加を企図し、隠し機の絶滅を狙つての対策であるのみではなく、「諸事陸舖申談業柄繁榮致度候」「此度古株取交改規定被仰出候間堅相守可申候若心得違之もの於有之急度咎可申付候」と機屋仲間の仲間割れと勝手な行動に制約を加え、機屋個人を機屋集団の一定の框の中に吸収し、その集団的意思に服従するよう藩権力で強制し、以つて株仲間の独占と権益を護り、その保護と育成に努力しているのである。しかしてかかる公的な藩権力による株仲間規約に前述の如き嚴重な「急度咎可申付候」といつた如き条項を設けねばならなかつたことはそれだけ、彼等の中に反則者・被処罰者の数が激増し、仲間意識が老衰し弱体化したことを物語るのである。

一方宮津藩においても機株を設け、鑑札を交付し、統制政策と増収政策でもつて国産の保護育成に努力している。享保七年に創始したといわれる宮津藩における縮緬機業は、同十三年には町内五六軒に弘まり、三四十年後の明和年間には機数加悦町五十、後野村四十五、三河内村六十三、加悦奥十七、算所二十五、石川村二十、山田村（上下）十三、四辻二、幾地三、⁽⁵⁾合計二三八台に上るまでの発展をとげており、「宝曆三年酉正月吉日機屋申年之覚」⁽⁶⁾による算所村の記録によると、

覚

一、酉より年々老機ニ付運上五分宛ニ相立可申候右者運上行可世話代ニ可仕候

一、酉	行事	嘉兵衛	一、卯	行事	平左衛門助
一、戌	"	勘七	一、辰	"	善兵衛
一、亥	"	伊三衛門	一、巳	"	又四郎
一、子	"	久三郎	一、午	"	吉右衛門
一、丑	"	太四郎	一、未	"	与三衛門
一、寅	"	佐吉	一、申	"	勘七門
			一、酉	"	又市左衛門助

とあり、宝曆三年には早やくも株仲間が組織され、織機一台に年五分運上を徴収し、これを領主への貢税ならびに機株仲間の運営に充て、仲間の統制・保護・育成に努力しているのである。次の事例は宝曆三年の仲間寄合の内訳を示すものである。⁽⁷⁾

行事	嘉兵衛	八分買	酒三升
左衛門寄合	七拾文	とうふ	
百貳拾ハがんすまし	二拾文	こんにやく	
孫左衛門	二匁	米五升代	
	二匁	錢孫分	
	四匁五分	嘉兵衛分	
	老人に付	老匁老分宛	

即ち一人宛一匁一分の会費で寄合し、仲間の親睦を兼ねてその統制規約の申合せ等を行ったのである。

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察(足立)

なお前記の如く宝暦三年に選出した向う十二ヶ年間にわたる仲間年行司は順次交替してその役職につき、仲間代表者としてその權益の擁護と統制のために尽力していることは勿論である。行司選出の方法は機屋の無記名投票で行われ、選出されたものは藩庁に届出で認証をうけて、その地位が確定しようである。

なおこれらの株仲間は村落単位に結成され、更に地理的に近村のいくつかの株仲間との間に連合体を形成していた。即ちここに例示した算所村の機株仲間は聚落の關係から三河内村・後野村・加悦町と一語になつて上四ヶ村機株仲間の連合体を作り、強力にそれぞれの權益の擁護を推進していたのである。しかしてこの四ヶ村連合の株仲間組織は最近に至るまで継承されていたのであつて、その組織については明治十五年の「絹縮緬製造所社中改正規則」⁽⁸⁾によつて見るに凡そ次の如くであつた。

一、行服役従前之通り二名相設之事

一、製造社中組合是迄之通相設之事

一、機取付之義ハ春秋共立機壹株ニ入費先当テ金トシテ廿五錢宛ヲ以テ取付前ニ行司役江相届ケ其上相管可申事 但シ相背

候者ハ廿日間休機可申付事

一、村方会議之義ハ組親ニテ取計之事

但シ不止ヲ得事件出来之砌ハ其限ニ不非（併シ触出し時間ハ無誤出席之事）

一、会議賄之義ハ一切無用之事

但シ無規節ハ相成丈儉約ニテ相動可申事

一、蛭子祭之義ハ是迄通り併シ掛鯛ハ成丈小魚御供へ之事惣機屋後宴膳部之義ハ一切相止メ可申事
一、仕舞大鼓之義ハ是迄之事

今般被定候間相守可申事

明治十五年五月廿八日

製造社中 植田市右衛門印

以下五十六名連名捺印

この規定は明治になってからの改正規則であるが従前の仲間運営が如何に行われたかを具体的に知らして呉れるものである。即ち行司役が二名であったこと。仲間会費徴収が春秋の二期に立機台数に比例して徴収されたこと。四ヶ村で仲間の連合体を作っていたこと。仲間寄合の召集権は仲間行司にあったこと。寄合には時間が守られず時に華美に流れたこと。蛭子祭式が重要な行事であったこと。太鼓の音で織機の生産作業等一日の作業終了が報知され、作業統制が行われていたこと等が窺われるのである。

以上のように宮津藩では株仲間の創設は宝曆三年に遡上り得べく、爾来株仲間の団結と藩の保護助長をうけて、縮緬機業が宮津藩第一の国産として発達し、今日に至っているのである。この点に關し、岩崎英精氏がその著「丹後機業の歴史」十五頁において「宮津藩をみるとここでは藩主青山氏がすでに暴君的性格をもっており、このことでの新興縮緬機業が峯山領内のように進めないのは当然のこと、藩はこの機業に従事する領民に対しては、「農業を怠る」という理由で、つねに圧迫を加えつつあったが、ついに創織後二十八年の寛延二年（一七四九）には、加悦谷算所村の機方などに対し、機業停止の弾圧をもつてのぞむにいたった」と論じ、更に宝曆九年青山氏去り、新たに本莊氏が丹後六万石で入領したが、この本莊氏もまた前領主青山氏におとらぬ暴政をもって臨み、明治維新にいたるまで運上につぐ運上をもつてし、領民の生活をしばりあげ、一方機方は日夜藩の暴政と

同業の不統制、そして京都問屋資本の残忍さわまる取引に加うるに地元商業問屋資本のあくなき搾取に苦しみ、かくて本荘氏百年間において藩自らが機業のために計ったということは皆無にひとしく、藩と領内各種資本との結托による悪辣な藩政のみがつづいたとし、機方が領内に拡まりゆくとしても峯山藩のそれとは雲泥の差があると結論づけているが、これは余りにも偏見である。藩自体は機方の創設せる株仲間をその自治機関として公認し、これを母体とした縮緬機業の発展を図るべく幾多の株仲間の規約を藩権力をもって保証し保護助長の政策をとっていたのであって、岩崎氏の論ずるが如き抑圧政策に終始したのでは決してないと考えられるのである。

(1) 丹後石川村誌四〇八頁～四一頁

(2) 峰山領機方文書 丹後縮緬織物工業協同組合本部所蔵

(3) 同 右

(4) 同 右

(5) 丹後石川村誌 四〇八頁 宮津藩公簿所載

(6) 与謝郡野田川町算所村 西原雄助氏所蔵

(7) 同 右

(8) 同 右

三、機株仲間の内部における諸活動

さて前述の如く創設された機株仲間の活動はどのようであったかをみるに、整理の都合上これを大別するに凡そ次の如くなると考えられる。即ち、○機株仲間内部の活動。○町方機株仲間との交渉活動。○藩庁との交渉

活動。○取引上の交渉活動等である。そこで本稿においては先ず株仲間内部における活動を資料によって具体的に明らかにすることにする。

勿論仲間の親睦を目的とせる活動或いは所持せる機数の調査・仲間会費の割当・運上金の配分等その活動事例は枚挙に暇がないのであるが、その主なものをあげると次の如くである。

(一) 労務統制

丹後機業は「作高斗にては取続難仕御座候に付為助力先年より絹縮緬機少々織来り」（加悦町誌九四頁）たる貧農の「農閑余業」的なしかも零細な農村工業であったため、機屋の労働条件は劣悪極まるもので早晝未明の頃から夜遅くまで騒音の中で機織に従事し、低廉な労賃取入を労働強化によって補っていたのである。

加悦の谷とは誰が言うたよ言うた

地獄谷かや日も射さぬ

ほんに憂世じや糸ひき女子

こんな子を産んだ親みたい

と、その丹後縮緬の機織女工の悲哀をうたっているが、今に尚その労働条件は劣悪を極めているのである。幕末頃におけるものと考えられる機屋仲間の労賃ならびに労働条件の取極めによるとおよそ次の如くである。

定⁽¹⁾

とり春

一、織人

三分〜四分

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察（足立）

一八九（一八九）

- 一、はた先 但し年分 廿式匁 \sim 七拾匁
- 一、いと繰 四分
- 一、式ツ車 三拾匁 \sim 四拾五匁
- 一、三ツ車 五拾匁
- 一、水仕 式拾五匁 \sim 四拾匁
- 一、同くたまき 三拾匁
- 一、同くるま 四拾匁
- 一、管まき 五匁
- 一、伝母 但し年分 四匁
- 一、かけ機 式匁三分 \sim 二匁四分
- 一、同くひ通ひ 匁匁式分 \sim 匁匁三分
- 一、同糸 式匁
- 一、同ぜんまいくり 匁匁老分 \sim 老匁七分
- 一、同緯車 匁匁五分 \sim 老匁六分
- 一、経テ屋 五分
- 一、掛糸るい何糸ニよら津不埒之金子の節者申届人支配之事
- 一、奉公人何によら津心付遣し又ハ途中入之者ニ今より給銀何程と相窺候事かたく無用之事
- 一、途中出いたし候ものへ給銀ハ勿論四ヶ所相謀可申事
- 一、病氣扱者出替等日欠之儀者一日たりともわりかけを以給銀之折可引事尚又夜具かし之時は其品相応之そん料可引事

一、暮朝休息行四日切、ひる休にはせん香限之事

右之条々此度改而相極候故急度相守可被成候

御冥加銀并機かかり入用者極月ニ無滞出銀可被成候

若延日に相成候節者急度織止メ可申付候事

以上

なお又、明治十年頃における労働条件は凡そ次の通りである。

明治十年十月

奉公人職人取締規則⁽²⁾

一、縮緬職營業ニ係ル働人并ニ雇入ノ者何事ニ寄ラス若シ……不実ノ躰有ラバ速ニ警察署分署へ届出ス可事

一、右働人雇人へ該期給金ノ外、微品タリ共心付ナド毛頭相成ラサル事

一、雇人ノ勝手ニ相休ミ又ハ病氣ニテ日欠ノ分ハ給金ノ内ヲ減ズルナリ且又徒ニ我儘ヲ言倣シ他へ移ル族ハ前ノ働分ハ無給金ノ上、当結社^{ぢゆうけつ}郷邑^{ごうい}ヲ働ラカセ間布事

雇入ノ者素ヨリ夜具蒲団ハ持參勿論ノ事。都合ニテ借請タル時ハ其品相応ノ捐料ヲ出サス可キ事

就業ノ間ニ休息ハ朝八時ト午後ノ二時頃ノ両度線香三分ノ考ニ限ル。昼飯休ハ線香老本ヲ度トス。且又夜業ハ該村ノ究ヲ以テ終業トスル事。

御布令遵守スルハ勿論ノ事ナリ猶今般相改候機職工ノ定条固ク相守ル可キ事。

明治十年十月

機職掛 總代

丹後上組
縮緬社中
總代之印

即ち、給銀以外は何の心付もなく、日給制、追放制度が定められ、夜具・蒲団を借請けた時は捐料を出さしめ、

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察(足立)

就業条件として休息時間は午前八時に一回と午後二時に一回で時間は線香三分の一に限られている。午前八時に休息時間が設けられていることはその就業開始時間が如何に早暁未明に行われたかを推測し得る。昼飯休は線香一本を限度とし、夜業まで追立てて就業せしめたのである。この外奉公人取締の規定等も株仲間間で設けられ、嚴重に統制した。即ちさきに述べた峯山藩における宝曆五年の同業仲間の奉公人規定、或は次にかかける宮津藩加悦谷上四ヶ村の天保十年二月における「規定」の如きはその事例の一つである。

規 定⁽³⁾

一、機屋下職紛失糸之類質ニ取又ハ買取候者有之候ハバ無銭ニ而取戻し可申候或ハ機屋之内江質ニ取買取候ハバ無銭ニ而取戻し其上代品物に應じて返料可申付事

一、奉公人ハ勿論下職ニ而も紛失糸之儀惣而盜賊同様ニ取斗可申事

一、都而枕ヶ糸之類に於てハ売買に不抱使候ものも本人同様取斗可致事

一、組合村ハ勿論外組之村方ニ而も紛失糸有之候と申參候ハバ其所ニ而取戻し早速先方江差戻し可申事

一、致心得違不埒之者ハ致事済候迄村中差除可申候

付加 不埒之者より取立候過料銀之儀ハ機屋之入用ニ可致候

右之条々下役支配ニ相極メ候末々之者迄も心違無之様急度相守可申候

天保十亥二月改メ

四ヶ所行司中

同断 庄屋中

次に機屋奉公人の賃銀については、

天保六年から明治五年に至るまでの竹野郡浅茂川村における機方永代記録帳にとどめられた奉公人の定銀記によつてその凡そを窺い知ることが出来る。しかして労賃は機株仲間の間で嚴重に統制されていた。例えば、天保六年における「奉公人定銀」によると次の如くである。

- 一、織料 八分より八分五厘迄
- 一、掛糸 貳匁
- 一、貫仕 四拾五匁より六拾匁まで
- 一、掛機 貳匁五分
- 一、糸操 老匁老分より老匁貳分迄
- 一、車廻 六拾匁より八拾五匁迄
- 一、機先 三拾匁より五拾匁まで
- 一、立扇 内五分外六分

右之通りに御座候

天保七申年

- 一、織料 春 七分より七分五厘迄 秋 三分より四分まで
- 一、糸操 春 老匁老分 秋 七分より八分まで
- 一、車廻 春 六拾五匁より八拾五匁まで 秋 三拾五匁より五拾匁まで
- 一、掛糸 春 貳匁 秋 老匁八分
- 一、機先 春 三拾匁より五拾匁まで 秋 拾五匁より貳拾匁まで
- 一、貫仕 春 六拾五匁より四拾五匁まで 秋 貳拾五匁より貳拾貳匁まで

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察(足立)

一、掛機 春 式匁四分

秋 式匁三分

一、立扇 春 内五分 外六分

秋 内四分 外五分

右之通り御座候

しかしてかかる株仲間における定目の取極めに対してはその遵守実行を厳格にせまったのである。その一つを例示すると次の如くである。

取替シ一札之事⁽⁵⁾

一、此度四ヶ処一統定目相極候通ニ付キ村ニ至ル迄急度相守可申候、若シ心得違之者有之候ハバ以後者右之定目糺明之通可申付候仍而取替一札如件

文政四年極月朔日

後野村行司

印

茂兵衛

印

加悦町行司

印

次三郎

印

三河村行司

印

儀右衛門

印

算所村行司

和平次殿

吉右衛門殿

このように株仲間がその仲間同志の間における取極めを行い、お互に仲間の權益を擁護するために嚴重な勞務統制を実施していたた事例は枚挙にいとまがない有様である。

(二) 織機統制

(イ) 立機の統制

縮緬機業の発達は必然的に自営機屋の成長を見るに至った。そのため、文化文政期になると機数が多くなり、生産過剰に陥入る状態が出て来るようになった。そこで株仲間ではこれを制限し取締るに至った。即ち

覚(6)

一、機数次第に多分に相成候に付此度相改め、老軒に付機数四ツ限りより上は致間舖候事若し相背候者は機屋仲間相除き可申候事談合相決し申所、村々機屋中急度相守可申候。規定仍而如件

文政十年亥十月

会本

幾地村行可

この機株仲間の談合決議によって立機を「機数四ツ限り」即ち織機四台以上は認めず、違反者は機屋仲間から除名処分に付せられるといった罰則によって取締っているのである。

(ロ) 一斉休機の実施

縮緬の生産抑制による価格の維持対策は単に織機の立建制限にとどまらず一斉休機といった形態が早やくから採用されたようである。宮津藩算所村における「安永四年末十二月先納指引并入用帳」には不景気対策として一斉休機策の取極めを行い「右ハ四ヶ村機休相談寄合入用」として出費金が記録されているが、創業後間もない時代に早やくもかかる対策が仲間の手によって講ぜられつつあったことは明らかである。

一方峯山藩においても、宝暦十二年(一七六三)の機株制定に関する規定書において「近年機屋糸屋共規定相

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察(足立)

崩機屋之内にも糸屋に似寄候取扱候ものも有之、糸屋にて縮緬取扱候者有之哉相聞、如何之事に候」とある如く、縮緬伝来後わずか四十年の宝暦年間に早やくも生産上に混乱を生じつつある業界の実情を明らかにし「以来糸商内之儀は糸屋に可限候。糸屋にて縮緬取扱候儀は不相成旨達置候間、不致混雜万事実意に申談相互に相統繁榮致候様可心懸候」とその仲間統制に藩自らが乗り出して有様である。尚峯山藩の機屋仲間が当時すでに宮津藩領の機屋達と同様、不景気対策、生産過剰による価格の下落を防止せんとして機休制を申し、生産の抑制と価格維持に努力していたのであって、そのため機屋が相当経済的に打撃をうけつつあったとさえ考えられるのである。即ち

「一、近年不景気とは乍申兎角機長休に相成、織立中間も無之候而は一統融通端々に至る迄難渋之事に候別て町家は家職長く相休み空敷暮候ては弥々渡世も六ツヶ敷相成候間、年内之織立成丈相統、品柄入念古風に立戻り可申様可相心得候」⁽⁸⁾

とあり休機の長期に亙る事に警告を発し、休機しないよう「年内之織立成丈相統」けるよう勧告しているのである。株仲間の果した休機による生産の抑圧の機能はかかる仲間同志間における統制にとどまらず、更に京都問屋との間における休機交渉も行ったのであるが、この点については項を改めて論述する心算である。

(イ) 懸機歩取機の統制と排除

更に株仲間機業の発展に伴う業界の混乱、生産過剰の根源たるべき、懸機及び歩取機を統制し、乱織を防止せんとした。ここにいる懸機及び歩取機とは、いわゆる賃機であって、原料糸の入手も製織品の販売も自己の危険と責任において行う独立自営のいわゆる自営機に対して、賃機の方は原糸を問屋もしくは織元から支給されて工賃稼ぎをしているのであって原料供給者↓製織↓原料供給者という過程を通じて糸仲買人・糸問屋に隷属し

ているところのものである。丹後機業は今日尚問屋資本の重圧と拮抗せる生産者の耐乏の歴史であるといわれているが、徳川時代の機屋が、外地もしくは丹後で原料糸を買入れ、これを特約の歩取機屋に前貸して賃織させ、織上げた製品は問屋がこれを京都その他へ送り販売する、いわゆる糸絹兼営問屋に支配された問屋制家内工業の形態を典型的に示していた事は幾多の事例に明らかにされるところであるが、更にこの糸絹兼営問屋商人が懸機・歩取機によって盛んに生産を行い、さきに述べた如く、「近年機屋糸屋共規定相崩…糸屋にても縮緬取扱候者有之哉相聞、如何之事に候」と業界を混乱せしめるに至っているのである。

かかる問屋商人の懸機・歩機の形態による生産への割込みによる生産過剰、又それに伴う価格の混乱は機屋を困惑せしめたことは想像するに余りあるものがあり、機株仲間にかかる商人の生産への割込みに対し、一致してこれが排除に努力しているのである。

乍恐奉願上口上覚⁽⁹⁾

一、縮緬屋商売之儀近年不景氣に罷成引合不宜難儀至極に奉存候右に付三ヶ年已前御領分並久美浜御支配所、峰山御領分右三御領分機屋行司一統口大野村へ寄合仕相談之上町方は町方限り在方は其村限り之下職に仕他所江系機等出し候儀不成旨相極申候。然る処近年当御城下宮津絹屋之内より御領分須津村、石川村、四辻村、幾地村、岩屋村、上常吉村、三重村此外府中灘々、日置村、波見村、岩ヶ鼻辺迄も懸仕入機等多分差出し候に付、銘々其村々機、糸繰等之奉公人甚弘底に相成機屋一統商売大に差支難儀仕候右に付而は奉公人給銀等も前とは違ひ自然高給に相成候乃已ならず、機屋一統差支難儀至極奉存候依之当春宮津絹屋行司中へ右難渋之旨申立以来在方へ懸機被差出候儀差留可被下旨相頼申候処承知被致差留可申旨に被申聞候得共今以不得止事、精出し機織仕候儀に御座候。縮緬不景氣に付村々相談仕候而機休さしく留仕候得共、右宮津機織之もの共は機休も不構候に付村々行司より差留申遣候へ共聞入不申、休中専ら機織仕致方無御座候へは在方は機

仕候而も無詮事に御座候而村々甚難儀至極奉存候（中略）前文奉申上候通甚差支難渋に奉存候間、町方絹屋より在方へ懸機出し候儀乍恐急度差留仰付被下置候様奉願上候

一、御領分明石村半右衛門と申者江州長浜糸屋共仕入仕候而加悦谷村々へ夥敷懸機差出し多分之縮緬京都、大阪表へ為差登申候。右様之族出来候而御当国之産物他国之助成にいたし国益を他国に為取候道理に奉存候。加之村々機屋一統之差支に相成是又難儀至極に奉存候間御差留被仰付下候様奉願上候

右両様難渋之段被聞召分厚御憐愍右願之通御許容成下候は、村々機屋共一統難有仕合に奉存候。 以上

文政六未年八月

下山田、上山田、石川、四辻、幾地、岩屋各村機屋

行事連署

定⁽¹⁰⁾

（前略）

一、四ヶ村の外商人の歩取縮緬堅相止め候事。万一有違犯之者は為科料

当人一疋に付

銀 六十匁

世話人

銀 三十匁

右は機為永久相統、機屋中相談の上相極候上は、受御吟味候節御申付通早速致承知少も違背仕間敷候。以上

天保七年六月

連名⁽¹¹⁾

右の文書によつて明らか如く、宮津町方の絹屋商人が須津村、石川村、下山田村、四辻村、幾地村、岩屋村、上常吉村、三重村、府中灘村々、日置村、波見村、岩ヶ鼻に至る近郷諸村を中心とする村方へ懸機或は歩取機を出し盛に生産を行い、奉公人の払底、賃銀の高騰を招来し、在方自營の機屋達を難儀に陥入れているのみならず、

「縮緬不景氣に付村々相談仕候而機休さどく留仕候得共、右宮津懸機織之もの共は機休も不構候に付村々行事より差留申遣候へ共聞入不申、休中専機織仕致方無御座候」と機休による生産統制の協定すら破つて遂に「右候へは在方は機休仕候而も無詮事に御座候而村々甚難儀至極奉存候（中略）町方絹屋より在方へ懸機出し候儀乍恐差留仰付被下置候様奉願上候」と在方機屋を危機に迫込み懸機停止を嘆願せしめるに至っている。更にこの懸機の脅威は町方の絹屋の手によって行われたに留まらず、他領即ち江州長浜の糸問屋の手によつても行われたのである。「江州長浜糸屋共仕入仕候而加悦谷村々へ夥敷懸機差出し多分之縮緬京都、大阪表へ為差留申候右様の族出来候而御当国之産物他国之助成にいたし国益を他国に為取候道理にも奉存候」と他国商業資本の導入手段に懸機が利用せられ、国産としての縮緬機業ひいては加悦谷機業を危殆に陥入れているのである。株仲間が行司を通じかかる懸機制止の運動を強力に押し進め、もつて仲間の権益擁護に努めたのは勿論で、天保七年には地方商業資本家の手によって行われる歩取縮緬を禁止し、違反者は之に「当人一疋に付銀六十匁、世話人銀六十匁」の科料に処すといった嚴重極まる申合せを行い、歩取機の蔓延とそれに伴う生産過剰を抑制せんと図つたのである。

要するにこれ等の文書は掛機・歩取機の際限なき膨脹に対する自営機屋必死の抵抗と防戦を物語るものであり、文化・文政・天保期における掛機・歩取機の脅威、地方商業資本の発展を如実に示しているのである。宮津藩の文政一揆で襲撃された宮津の糸絹問屋は百二十台の機をもつていたと記録されているが、その多くはこの種の掛機だったのであろう。又岩滝の糸問屋は数百軒の掛機をもつていたといわれ、更に他領の糸問屋までもが糸仲間人を手先に進出し来つて機屋仲間を苦境に陥入れるに至っている。年中機休みしないこれらの脅威には前記の如く科料によつて抑圧したばかりでなく、遂には村八分の非人道な非常手段にすら訴えている。すなわち記録によ

れば

一、糸段々高値に相成に付歩機之吟味嚴敷、別而大野村之分村中歩機而已にて谷中峰山江押寄せ峰山、大野、河辺、善王寺、竹ノ郡九ヶ村、熊野三郡之寄合にて歩機之吟味に付、山我屋佐喜藏、米屋品藏、千才屋万右衛門右三人者歩機之咎におとし万、事付合止め致し、夫より段々糸屋其外之託人出し歩機之儀決而相成不申候

一、歩機為吟味此度相改め京為替代呂物者勿論地売たりとも各々江中付候間、以来者其心得を以て歩機に紛敷儀在之候不隠早速可被申出候。若又乍存等閑に相成候上は急度可及沙汰候

弘化二己歳八月

三 領 行 事

上 飛 脚 中

ここにあげられている米屋品藏は文政一揆で焼打ちにあった岩滝村庄屋、千歳屋万右衛門は弘化三年の中郡機屋惣代といった地方の有力者であるが、これを村八分といった制裁に訴えて、その歩機の脅威と闘ったのである。かかる非常手段は遂に功を奏したのであって次の如く歩機の制限が行われるに至っている。

大野村機屋より一札⁽¹²⁾

一、此の度於当村歩機に紛敷義いたし候者有之趣相聞、且致話定候機休み等閑に致付御惣方差支に相成候故不寄何事に不致破談旨被申聞甚以当惑仕候。右に付荷中以段々と談之義御頼申上候処、品能御聞取被成下恭奉存候。以後者歩機に似寄候筋者村方に而精々致吟味、決而緘立相致中間敷候。勿論和談被成候上は万端談合の義は堅く相用可申候。為後証一札依而如件。

大野村歩機連中

仁 助 治 助

喜 七 五 兵 衛

中部機屋行司衆中様

竹野郡機屋行司衆中様

左十郎

市右衛門

万右衛門

とあり、大野村歩機連中から「以後者歩機に似寄候筋者村方に而精々致吟味、決而織立相致申間敷候」と、竹野両郡機屋行司衆中宛に誓約の「一札」を提出し歩機の放漫な増加を防止しているのである。一方糸間屋も左の「一札」を入れて歩機による生産過剰抑圧に協力した。

糸屋 一札⁽¹³⁾

一、歩機の儀者御国産衰微と相成候事故前々より兼而不相成旨承知仕候。然る処銘々歩機仕入に紛敷糸替等及御間御座候に付、御物方様より此度銘々糸御買被下問敷段御沙汰被下誠に以て心配仕候間、糸屋中を以て是迄之通り何卒御取引可被下御願仕候処、御相談を以て品能御間済被下千万恭奉存候。然る上者御機屋衆中御為め筋に相成候害意を以て正路に糸商内可仕候。万一步取者勿論糸替等不宜風聞も有之候はば如何様共可被申付候。為後証依而如件

弘化二年己八月

山 佐 喜

米 品

近 庄

前書之通り急度相守可申候。若又相背候義有之候はば惣機屋衆思召に相叶候私共より急度可申候。為其奥書仕候。以上

糸 屋 中

中郡 竹野郡

近世丹後縮緬機業における株仲間の一考察（足立）

御行司衆中様

即ち糸屋間屋山佐喜、米屋品蔵、近庄、三名連署してその步取機、糸替等出機を停止して、「然る上者御機屋衆中御為め筋に相成候様実意を以て正路に糸商内可仕候。万一步取者勿論糸替等不宜風聞も有之候はば如何様共可被申付候」との「一札」を入れて誓約し更に「前書之通り急度為相守可申候云々」と糸屋中が奥書して前記三糸問屋の誓約の保証に立っているのである。

かかる步取機、仕入機の制限統制は独り仲間中の自衛手段として申合せによって実施したのみならず、宮津藩側においても国産工業擁護の立場から統制したのであって仲間の申合せをバックアップした。即ち嘉永三戌年四月に実施した「機改に付新鑑札御頂戴御請書覚」の中において「一、步取機仕入機仕候儀は勿論右機織候儀或は御他領並に町方よりの懸機不相成旨は兼而被仰出候儀に付、猶又蔽敷御改御座候間心得違無之様可仕候事」と蔽重に取縮っているのである。

- (1) 与謝郡野田川町算所村西原雄助氏所蔵
- (2) 与謝郡野田川町算所村西原雄助氏所蔵
- (3) 与謝郡加悦町加悦杉本誠一氏所蔵
- (4) 竹野郡綱野町町役場保存
- (5) 与謝郡野田川町算所村西原雄助氏所蔵
- (6) 宮津領機方文書 丹後縮緬織物工業協同組合本部所蔵
- (7) 峰山領機方文書 同 右 所蔵
- (8) 同 右

- (9) 宮津領機方文書 同 右 所藏
- (10) 同 右
- (11) 峰山領機方文書 同 右 所藏
- (12) 同 右
- (13) 同 右

四、む す び

以上近世丹後縮緬機業における機株仲間の極く一部分について考察を加えて来たのであるが、要するに株仲間は村落単位に結成され、その単位毎に行司役が選出されていたのであるが、その村落単位の株仲間は更に数ヶ村よって連合体、更にその上部に組を作って、互に仲間の權益を擁護し、仲間の統制を強力に押しすすめていたのである。例えば宮津藩の「安永四年未十二月先納指引并入用帳」(行司塩屋宇右衛門・千賀六郎兵衛両名)の年間に扱った主なる仲間寄合の記録によって株仲間の活動をひろいあげてみただけでもそれが如何に広汎な範囲に亘っており、重要な事柄にふれていたかが明らかにされよう。すなわち、○右ハ四ヶ村機体相談寄合入用。○右ハ四ヶ村庄屋衆并行司御上様より日光御用銀被仰付候節何ヶ相談寄合入用。○右ハ四ヶ村機体取付相談寄合入用。○右ハ三河内・加悦分ト不和ニ成り夫故彼是あいさついたし四ヶ村和合何ヶト相談寄合入用等々と機業経営上の極めて重要な取極めがこれ等の寄合によって行われているのである。殊に不景氣対策としての一斉休機の決定等は、それ等の諸活動の中でも最も重要な取極めの一つであったと考えられる。本稿においてまず、機織における

統制活動をとりあげて論攻した所以も実にここにあるのである。

しかしして紙数に制限があり、十分に論述し得なかつた点は遺憾であるが、他日株仲間の諸活動を引続いて論ずる場合、更に加筆詳論する心算である。